$AS_{29}$ ＝ 0.0011

$AS_{30}$ ＝ 0.00099

$AS_{元}$ ＝ 0.00066

$AT_n$　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AU_{26}$ ＝ 0.032

$AU_{27}$ ＝ 0.025

$AU_{28}$ ＝ 0.0257

$AU_{29}$ ＝ 0.0011

$AU_{30}$ ＝ 0.00099

$AU_{元}$ ＝ 0.00066

$AV_n$　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AW_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$AW_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$AW_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0244
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0304

$AW_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0012
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012

$AW_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00108
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

$AW_{元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00064
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00067

$AX_n$　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債

$AS_{29}$ ＝ 0.0011

$AS_{30}$ ＝ 0.00099

$AT_n$　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AU_{26}$ ＝ 0.027

$AU_{27}$ ＝ 0.026

$AU_{28}$ ＝ 0.0012

$AU_{29}$ ＝ 0.0011

$AU_{30}$ ＝ 0.00099

$AV_n$　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AW_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$AW_{27}$　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

$AW_{28}$　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0012
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012

$AW_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0012
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012

$AW_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00108
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

$AX_n$　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債